

電気供給条件（特別高圧・高圧）

平成 30 年 7 月 1 日 実施

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

（小売電気供給事業者：関西電力株式会社）

（一般送配電事業者：関西電力株式会社）

電気供給条件（特別高圧・高圧）

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 供給条件および料金表の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 そ の 他	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	5
11 供 給 の 単 位	5
12 契約書の作成	5

III 料金の算定および支払い

13 料 金	6
14 料金の適用開始の時期	6
15 検 針 日	6
16 料金の算定期間	6
17 使用電力量等の計量	7
18 料 金 の 算 定	8
19 日 割 計 算	8
20 料金の支払義務	8
21 料金の支払期日	9
22 料金その他の支払方法	9
23 延 滞 利 息	9
24 保 証 金	10

IV 使用および供給

25 適正契約の保持	11
26 契 約 超 過 金	11
27 力 率 の 保 持	11
28 需要場所への立入りによる業務の実施	11
29 電気の使用にともなうお客さまの協力	12
30 供 給 の 停 止	12
31 供給停止の解除	13

32	供給停止期間中の料金	13
33	違約金	13
34	供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
35	損害賠償の免責	13
36	設備の賠償	14

V 契約の変更および終了

37	需給契約の変更	15
38	名義の変更	15
39	需給契約の消滅	15
40	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	15
41	解約	18
42	需給契約消滅後の債権債務関係	19

VI 供給方法および工事

43	需給地点および施設	20
44	架空引込線	20
45	地中引込線	20
46	接続引込線等	21
47	引込線の接続	21
48	計量器等の取付け	22
49	専用供給設備	22

VII 工事費の負担

50	一般供給設備の工事費負担金	23
51	特別供給設備の工事費負担金	25
52	供給設備を変更する場合の工事費負担金	26
53	特別供給設備等の工事費の算定	26
54	工事費負担金の申受けおよび精算	27
55	臨時工事費	28
56	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	29
57	工事費等に関する契約書の作成	29

VIII 保安

58	保安の責任	30
59	保安等に対するお客さまの協力	30
	附則	31
	別表	33

I 総 則

1 適 用

(1) この電気供給条件（特別高圧・高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じた電気を供給し、当社が取次事業者として、お客さまとの間で、電気需給契約を締結するときの供給条件を定めたものです。なお、電気料金については当社が別に定める主契約料金表、予備契約料金表および特約料金表（以下これらを総称して「料金表」といいます。）によるものとします。

(2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 供給条件および料金表の変更

(1) 当社は、この供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、当社はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(3) (1)または(2)の場合、当社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高 圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルトまたは 70,000 ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約種別

主契約料金表および予備契約料金表に定める契約の種別をいいます。

(8) 特約種別

特約料金表に定める契約の種別をいいます。

(9) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(10) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

(11) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(12) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(13) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(14) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(15) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(17) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(18) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日

から 7 月 31 日までの期間, 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間, 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間, 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間, 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間, 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間, 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。) をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は, 次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は, 1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は, 1 キロワットとし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は, 1 キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は, 1 パーセントとし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は, 1 円とし, その端数は, 切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) この供給条件に記載のある事項について, 料金表に定めがある場合は, 料金表によるものといたします。
- (2) この供給条件および料金表に記載のない事項については, その都度、当社がお客さまおよび関西電力との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件および料金表を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別、特約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

また、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ関西電力の供給設備の状況等について、当社に照会していただき、申込みをしていただきます。
- (3) 需給開始日からの1年間を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる場合には、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。この場合には、あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備契約料金表の予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客様が発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、主契約料金表の自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- (6) 当社および関西電力が必要とする場合は、お客さまが需要場所において電気を使用されることを証明する書類（登記簿謄本等）を提出していただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社および関西電力が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 関西電力は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他

建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 需要場所とすることがあります。

- (2) コンビナート等の工場群，中小企業工場団地等で，隣接する複数の構内のお客さまが共同して使用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され，かつ，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高い場合には，(1)にかかわらず，その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を 1 需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，原則として，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において，当社および関西電力があわせて契約をすることを認める契約種別を複数適用する場合
- (2) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために当社の同一送電系統に属する 2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して 1 需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを当社および関西電力が承諾したときには，お客さまと関西電力と協議のうえ需給開始日を定め，関西電力は，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に関西電力から電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまおよび関西電力と協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

関西電力は，次の場合を除き，1 需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2)の場合
- (2) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (3) 予備契約料金表による契約をあわせて契約する場合
- (4) その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

12 契約書の作成

当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料 金

- (1) 料金は、契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。
- (2) 40 (需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算) (1) に定める料金は、(1)に準ずるものといたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合で、あらためてお客さまと当社および関西電力との協議によって定められた需給開始日から適用するときを除き、原則として契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社および関西電力があらかじめお知らせした日（関西電力がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行います。ただし、契約書を作成される場合で、契約書に検針日についての定めがあるお客さまについては、検針は、あらかじめ契約書に定めた日に、各月ごとに行います。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 関西電力は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社および関西電力があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。
- (4) 関西電力は、特別の事情がある場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、この場合には、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、関西電力があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)の場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、関西電力があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

16 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社および関西電力があらかじめお客さまに電力

量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）

をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社および関西電力があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社および関西電力があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における 30 分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計により計量を行う場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。

(4) (1)にかかわらず、当社は、記録型計量器により使用電力量を 30 分単位で計量する場合があります。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、(7)および(8)の場合を除き、30 分ごとに計量される使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日〔記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、計量日といたします。〕から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(6) 当社は、検針の結果を関西電力が提供する「電気ご使用量お知らせサービス」により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまは「電気ご使用量お知らせ

サービス」でお知らせする電気料金の「支払期日」の表示等は正確な支払期日ではないことを予め承諾するものとし、お客さまは当社が別に説明する内容により、「電気ご使用量お知らせサービス」を利用することに承諾するものとする。

- (7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(8)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)および(4)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした 30 分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (8) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 7（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社および関西電力との協議によって定めます。

- (9) 有効電力量および無効電力量の計量は、(1)、(3)、(4)、(5)、(7)イおよび(8)に準じて行います。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として関西電力が算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、特約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 16（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

ニ 16（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日割計算

- (1) 関西電力は、18（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。
- (4) 関西電力は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

20 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

- (1) 17（使用電力量等の計量）(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- (2) 22（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
- (3) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

21 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (2) 関西電力が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行った場合または検針を行ったものとされる場合は、お客さまの料金の支払期日は、(1)にかかわらず、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (3) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(1)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただき、工事費負担金その他についてはそのつど、関西電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出てください。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 当社は、電気の使用に先だって予納金を申し受けることがあります。
- なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

23 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

24 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅳ 使用および供給

25 適正契約の保持

当社および関西電力は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 契約超過金

- (1) 主契約料金表の定めにより協議によって契約電力を定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社および関西電力の責めとなる理由による場合を除き、関西電力は、契約超過電力に主契約料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 予備契約料金表の予備電力の適用を受け、当該契約電力が常時供給分の契約電力の値と異なるお客さまの契約超過金は、(1)および(2)に準ずるものといたします。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とにならないようにしていただきます。
- (2) 関西電力は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の当該需要場所の1月の力率は、必要に応じてお客さまと関西電力との協議によって定めます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および関西電力は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの関西電力の供給設備または計量器等需要場所内の関西電力の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 59（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認

- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 30（供給の停止）、39（需給契約の消滅）(1)または41（解約）により必要な処置
- (6) その他この供給条件によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または関西電力の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、関西電力が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を関西電力の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、関西電力の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、関西電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 47（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、関西電力がその旨を警告しても改めない場合には、関西電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
 - ニ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他この供給条件に反した場合には、関西電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、関西電力は、関西電力の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。

31 供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社または関西電力に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、関西電力は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

32 供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

33 違 約 金

- (1) 関西電力は、お客さまが 30（供給の停止）(2)ロもしくはハまたは 41（解約）(1)ホに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、関西電力が決定した期間といたします。

34 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 関西電力は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 関西電力が維持および運用する供給設備（関西電力が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 関西電力が維持および運用する供給設備（関西電力が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、関西電力は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社および関西電力は、料金の減額等を行いません。

35 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、または 34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および関西電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 39（需給契約の消滅）によって需給契約が消滅した場合もしくは 41（解約）によって需給契約を解約した場合には、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社および関西電力の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

36 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の関西電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

37 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。

なお、当社は契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

38 名義の変更

新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社および関西電力に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社および関西電力が承諾したときには、新たなお客様は名義変更の手続きにより電気を使用することができます。この場合には、お客様からその旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

39 需給契約の消滅

- (1) お客様がこの供給条件にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、関西電力と協議をしたうえで、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約使用期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ 41（解約）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ お客様が当社に廃止通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

ホ 当社および関西電力の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 料金の精算

イ お客さま（主契約料金表の臨時電力の適用を受けるお客さまを除きます。）が、契約電力（主契約料金表または予備契約料金表に定める各契約電力をいいます。）を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合（以下「臨時的使用」といいます。）には、関西電力は、非常変災等やむをえない理由によるものを除き、その臨時的使用にかかる期間（お客さまが現に締結されている契約以前における契約の使用期間を含む臨時的使用の通算期間をいいます。）における基本料金および電力量料金の合計（燃料費調整額および精算対象が臨時的使用にかかる期間以外の精算金を除き、かつ、特約種別によって算定された割引額を差し引きます。ただし、精算対象が臨時的使用にかかる期間の精算金を臨時的使用にかかる期間以外の料金で精算する場合の精算金を含みます。）を、減少契約電力と残余契約電力の比であん分してえた減少契約電力分の該当料金の 20 パーセントに相当する金額を申し受けます。

ロ イに該当する場合で、お客さまが供給設備を 1 年以上利用された部分または引き続き利用しようとしてされ、その結果、1 年以上利用されることとなった部分があるときは、その部分について関西電力の託送供給等約款に準じて算定した接続送電サービス料金（予備契約料金表の予備電力の適用を受けるお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の 20 パーセントに相当する金額を申し受けないものいたします。

なお、当社または関西電力が必要とする場合は、料金の精算に関する契約書を作成することがあります。

ハ 主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合とは、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後 1 年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが協議によって契約電力を減少しようとする場合といたします。

(2) 工事費の精算

次の場合には、関西電力は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 需給契約が消滅する場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから 1 年に満たないときには、55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまが引き続き供給設備を利用され、その結果、その供給設備を利用されてから 1 年以上使用されることとなった部分については、精算いたしません。

なお、関西電力が必要とする場合は、工事費の精算に関する契約書を作成することがあります。

- (ロ) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから 1 年に満たないときには、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、新たに主契約料金表の自家発補給電力の適用を受けるお客さまが常時供給分の契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで常時供給分の契約電力を減少しようとする場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから 1 年に満たないときには、お客さまが常時供給分の契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、50（一般供給設備の工事費負担金）および 51（特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

また、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について 55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (ハ) 主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後 1 年に満たないで協議によって契約電力を減少しようとする場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから 1 年に満たないときには、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、新たに主契約料金表の自家発補給電力の適用を受けるお客さまが常時供給分の契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで常時供給分の契約電力を減少しようとする場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから 1 年に満たないときには、お客さまが常時供給分の契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、50（一般供給設備の工事費負担金）および 51（特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

また、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について 55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 需給契約が消滅する場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないときには、55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまが引き続き供給設備を利用され、その結果、その供給設備を利用されてから1年以上使用されることとなった部分については、精算いたしません。

なお、関西電力が必要とする場合は、工事費の精算に関する契約書を作成することがあります。

(ロ) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合（契約種別を変更しようとされる場合で、工事費負担金について契約電力の減少と同様の結果とみなされる場合を含みます。）で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないときには、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、お客さまから申し受ける臨時工事費は、供給電圧を変更する場合を除き、新増加時の契約電力に対する供給設備の工事費から減少後の契約電力に対する50（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(ロ)によって算定される当社負担額を差し引いた金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額といたします。

また、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について55（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) (1)および(2)において、減少契約電力は、減少される日の前日までの期間の契約電力から減少される日の契約電力を差し引いたものとし、残余契約電力は、減少される日の契約電力といたします。ただし、お客さまが契約電力を新たに設定された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合を除き、減少される日の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を減少される日の契約電力とみなします。

なお、主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、協議によって契約電力を減少しようとされる日といたします。また、減少される日の契約電力は、減少される日を含む1月の減少される日以降の契約電力といたします。

41 解 約

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または関西電力の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまがこの供給条件または料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この供給条件または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
- (2) お客さまがその他この供給条件に反した場合には，当社は，供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。(3) (1)および(2)の場合には，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

42 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法および工事

43 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、関西電力の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、関西電力の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと関西電力との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと関西電力との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、関西電力の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 関西電力の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が関西電力の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 45（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、関西電力の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、関西電力の負担で施設いたします。

なお、関西電力は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に支持物、引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、関西電力が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

44 架空引込線

- (1) 関西電力の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、関西電力が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、関西電力の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと関西電力との協議によって定めます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、関西電力が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

45 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不适当と認められる場合で、関西電力の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行うときには、次のイまたはロの最も関西電力の電源

側に近い接続点までを関西電力が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 関西電力が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、関西電力は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により関西電力の電線路と接続する電気設備の施設場所は、関西電力の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと関西電力との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 関西電力の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行う場合の付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、関西電力が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 管路、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設されるマンホール等

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行うことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行うときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、関西電力が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行います。この場合、関西電力は、51（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

46 接続引込線等

- (1) 関西電力は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、関西電力は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、関西電力が施設いたします。

- (2) 関西電力は、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合には、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

47 引込線の接続

関西電力の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、関西電力が行います。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、関西電力は、実費を申し受けます。

48 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の 2 次配線，計量器の情報等を伝送するための通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，原則として，契約電力等に応じて関西電力が選定し，かつ，関西電力の所有とし，関西電力の負担で取り付けます。ただし，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
 - イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - ロ 変成器の 2 次配線等で，とくに多額の費用を要する場合
- (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと関西電力との協議によって定めます。
- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，関西電力が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，関西電力は，実費を申し受けます。

49 専用供給設備

- (1) 関西電力は，次の場合には，51（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され，かつ，関西電力が適当と認める場合
 - ロ 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は，原則として，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。
- (4) 関西電力は，供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
 - イ 2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
 - ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅶ 工事費の負担

50 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高压で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、関西電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	26,352 円 00 銭

なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

ハ 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる 1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ニ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} \text{架空配電設備の超過こう長} &= \text{架空配電設備の工事こう長} \\ &\quad - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高压で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにとも

ない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてイにより算定される工事費がロの関西電力負担額をこえるときには、関西電力は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける 場合	550 円 80 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給 を受ける場合	162 円 00 銭

なお、標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 12 パーセントといたします。

また、標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルトまたは 70,000 ボルト以外の電圧で電気の供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける 場合	615 円 60 銭
	標準電圧 70,000 ボルトで供給 を受ける場合	410 円 40 銭

なお、張替えを行う場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

また、標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルトまたは 70,000 ボルト以外の電圧で電気の供給を受ける場合は、その工事に要した費用の全額といたします。

c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、関西電力が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、b にかかわらず、次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$\text{b の工事費単価} \times \{100 \text{ パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

なお、スポットネットワーク方式とは、関西電力が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として 3 回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の 2 次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

(ロ) 関西電力負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,400 円 00 銭
--------------------	---------------------

- ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。
- (3) 次の言葉は、Ⅶ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
- イ 配電設備
- 需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、需給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の負荷側接続点（送電線路から配電設備を分岐する場合は、需給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線路および引込線等をいいます。
- なお、開閉所は、変電所とみなします。また、送電線路とは、発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。
- ロ 工事こう長
- 別表 9（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。
- なお、工事こう長の単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) Ⅶ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。
- イ 契約電力
- ロ 主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定める場合の契約受電設備の総容量
- なお、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

51 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、関西電力は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。
- イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額
- なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
- (イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- (ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合
- (ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- (ニ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合
- また、この場合も、50（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。
- ロ 49（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、49（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが主契約料金表の自家発補給電力または予備契約料金表によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、関西電力は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、50（一般供給設備の工事費負担金）(3)イに準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、49（専用供給設備）(2)によるものといたします。

52 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、47（引込線の接続）または 48（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、関西電力は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、関西電力は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

53 特別供給設備等の工事費の算定

51（特別供給設備の工事費負担金）および 52（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の 50 パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

ニ 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の 50 パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

ホ 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

ヘ 建設分担関連費は、工事期間が 12 月以上を要し、かつ、工事費が 50 億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ト お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、55

(臨時工事費)に準じて算定いたします。

- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、51 (特別供給設備の工事費負担金) (1)イに該当し、かつ、その工事費を 50 (一般供給設備の工事費負担金) (1)イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 50 (一般供給設備の工事費負担金) (1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (4) 関西電力が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後 3 年以内の配電設備を利用するときは、新たな利用部分を新たに施設される配電設備とみなします。
- なお、この場合の工事費は、50 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ(イ)に準じて算定いたします。
- (6) 高圧で電気の供給を受ける場合で、予備供給設備の工事費を 50 (一般供給設備の工事費負担金) (1)イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を 50 (一般供給設備の工事費負担金) (1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (7) 特別高圧で電気の供給を受ける場合の予備供給設備の工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、(1)にかかわらず、50 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ(イ)およびロによって算定いたします。
- なお、予備契約料金表によって電気の供給を受ける場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、50 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ(イ)の該当欄の単価の 20 パーセントを適用して算定いたします。
- (8) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工事費を関西電力が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき ((3)および(6)の場合を除きます。) は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

54 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 関西電力は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 50（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (i) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ii) 標準電圧 6,000 ボルト、20,000 ボルト、30,000 ボルトまたは 70,000 ボルト以外の電圧で電気の供給を受ける場合
- (iii) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 51（特別供給設備の工事費負担金）（50〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 52（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(i) 高圧で電気の供給を受ける場合

- a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
- b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ii) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

(3) 関西電力は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後 10 年以内に行われる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設され、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、関西電力は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される50（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（57〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

55 臨時工事費

(1) 供給設備の利用が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、関西電力は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間 1 月（1 月未満は、1 月といたします。）につきその価額の 1 パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、50（一般供給設備の工事費負担金）、51（特別供給設備の工事費負担金）および 52（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、54（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

56 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで、需給契約を廃止されその供給設備を利用して電気を使用されない場合または需給契約を変更される場合は、関西電力は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

57 工事費等に関する契約書の作成

関西電力は、お客さまが希望される場合または関西電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅷ 保 安

58 保安の責任

関西電力は、需給地点に至るまでの供給設備（関西電力が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の関西電力の電気工作物について、保安の責任を負います。

59 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を関西電力に通知していただきます。
この場合には、関西電力は、ただちに適切な処置をいたします。
イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の関西電力の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが関西電力の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、関西電力の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、関西電力が保安上必要と認めるときは、その期間について、関西電力は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが、関西電力の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が関西電力の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を関西電力に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、関西電力は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 関西電力は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成30年7月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申し出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申し出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申し出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 関西電力が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 関西電力が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備
およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備お
よびその使

用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、
これにともない新たに供給設備を施設するときには、関西電力は、50（一般供給設備の
工事費負担金）または 51（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費
の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅶ（工事費の負担）の適用については、51（特別供給設備の工事費負担金）の
場合に準ずるものといたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

(1) 使用電力量または最大需要電力は、17（使用電力量等の計量）(5)にかかわらず、当分
の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、
使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給
電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといた
します。

(2) 有効電力量および無効電力量は、17（使用電力量等の計量）(9)にかかわらず、(1)に準
ずるものといたします。

4 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔操作での検針によ
り確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、17（使用電力量等の計量）(3)
ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社および関西電力は、あらかじめその旨をお客
さまにお知らせいたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、関西電力は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ関西電力の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社および関西電力があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る主契約料金表の自家発補給電力および予備契約料金表の予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社および関西電力にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申し出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定す

る政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社および関西電力があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。
この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る主契約料金表の自家発補給電力および予備契約料金表の予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

－ 34 －

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社および関西電力があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る主契約料金表の自家発補給電力および予備契約料金表の予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまにつ

いては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	15 銭 6 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社または関西電力は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

3 契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける主契約料金表の臨時電力および主契約料金表の農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力をハ（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）によって算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置（以下「試験用回路開閉器」といいます。）をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はニによって算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の14キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
次の100キロワットにつき	70 パーセント
次の150キロワットにつき	60 パーセント
次の200キロワットにつき	50 パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

ハ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合の取扱い

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき	50 ボルトアンペア
----------	------------

b a 以外の場合

1 差込口につき	100 ボルトアンペア
----------	-------------

ニ 試験用回路開閉器を施設される場合の取扱い

(イ) 交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで負荷設備を使用される場合

$$\text{試験用回路開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 交流3相3線式標準電圧200ボルトで負荷設備を使用される場合

$$\text{試験用回路開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

入力（ワット）＝管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換算容量（入力〔ワット〕）
3, 000	30
6, 000	60
9, 000	100
12, 000	140
15, 000	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量（入力〔ワット〕）
999 以下	40
1, 149 以下	60
1, 556 以下	70
1, 759 以下	80
2, 368 以下	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換算容量 (入力 [ワット])
40 以下	50
60 以下	70
80 以下	90
100 以下	130
125 以下	145
200 以下	230
250 以下	270
300 以下	325
400 以下	435
700 以下	735
1,000 以下	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [ワット]) は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])
低圧誘導電動機	出力 (馬力) × 93.3 パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力) × 87.8 パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6 パーセント

(3) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力 (キロワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

(4) そ の 他

- イ (1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社および関西電力との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。

- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）}$$

$$- \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）}$$

$$+ \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

6 平均力率の算定

平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
0.0000から	0.1004まで	100	1.1849から	1.2166まで	64
0.1005	0.1752	99	1.2167	1.2490	63
0.1753	0.2279	98	1.2491	1.2822	62
0.2280	0.2718	97	1.2823	1.3161	61
0.2719	0.3106	96	1.3162	1.3508	60
0.3107	0.3461	95	1.3509	1.3864	59
0.3462	0.3793	94	1.3865	1.4229	58
0.3794	0.4108	93	1.4230	1.4603	57
0.4109	0.4409	92	1.4604	1.4988	56
0.4410	0.4701	91	1.4989	1.5384	55
0.4702	0.4984	90	1.5385	1.5792	54
0.4985	0.5261	89	1.5793	1.6211	53
0.5262	0.5533	88	1.6212	1.6644	52
0.5534	0.5801	87	1.6645	1.7091	51
0.5802	0.6066	86	1.7092	1.7554	50
0.6067	0.6329	85	1.7555	1.8031	49
0.6330	0.6590	84	1.8032	1.8526	48
0.6591	0.6850	83	1.8527	1.9039	47
0.6851	0.7110	82	1.9040	1.9571	46
0.7111	0.7370	81	1.9572	2.0124	45
0.7371	0.7630	80	2.0125	2.0700	44
0.7631	0.7892	79	2.0701	2.1299	43
0.7893	0.8154	78	2.1300	2.1923	42
0.8155	0.8419	77	2.1924	2.2576	41
0.8420	0.8685	76	2.2577	2.3258	40
0.8686	0.8954	75	2.3259	2.3972	39
0.8955	0.9225	74	2.3973	2.4721	38
0.9226	0.9500	73	2.4722	2.5507	37
0.9501	0.9778	72	2.5508	2.6334	36
0.9779	1.0060	71	2.6335	2.7206	35
1.0061	1.0345	70	2.7207	2.8126	34
1.0346	1.0636	69	2.8127	2.9099	33
1.0637	1.0931	68	2.9100	3.0130	32
1.0932	1.1231	67	3.0131	3.1225	31
1.1232	1.1536	66	3.1226	3.2390	30
1.1537	1.1848	65	3.2391	3.3633	29

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
3.3634から	3.4962まで	28	7.3397から	7.9373まで	13
3.4963	3.6389	27	7.9374	8.6380	12
3.6390	3.7919	26	8.6381	9.4712	11
3.7920	3.9572	25	9.4713	10.4787	10
3.9573	4.1362	24	10.4788	11.7221	9
4.1363	4.3305	23	11.7222	13.2958	8
4.3306	4.5424	22	13.2959	15.3521	7
4.5425	4.7744	21	15.3522	18.1543	6
4.7745	5.0298	20	18.1544	22.1997	5
5.0299	5.3121	19	22.1998	28.5539	4
5.3122	5.6261	18	28.5540	39.9875	3
5.6262	5.9775	17	39.9876	66.6667	2
5.9776	6.3736	16	66.6668	199.9975	1
6.3737	6.8237	15	199.9976	∞	
6.8238	7.3396	14			

なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。

7 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計

量器
によ
って

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

計量された使用電力量によるとき。

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、48（計量器等の取付け）に準ずるものとい
します。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力
量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申し出により測定したときは、申し出の日の属する月

(ロ) 関西電力が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといいたします。

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、18（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 18（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそ
れぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算
定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期
間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたしま
す。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 18（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社および関西電力が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 16 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、Ⅶ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧 (キロボルト)	6.6
電圧降下 (キロボルト)	0.6

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧架空電線路は、単独電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えまたは負荷分割のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物には、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

施設地域	標準径間 (メートル)
市 街 地	30～40
そ の 他	40～50

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

(単位：メートル)

		市街地	その他
装 柱	高圧	10	9
	高低圧併架	12	11

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、原則として次表のものを使用いたします。

引通箇所	引留箇所
高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ) 電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線の導体には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧架空電線および高圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。
- c 高圧架空電線路の電線の太さは、許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

直径（ミリメートル）	5.0
------------	-----

電線の種類、太さおよび許容電流

		単線		より線	
		直 径 (ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)
高 圧 絶 縁 電 線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線 (OC)	5.0	146	80	335
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線 (PDC)	-	-	5.5	71

(ト) 開閉器の取付けおよび容量

- a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には、気中開閉器を施設いたします。ただし、気中開閉器の施設が技術上、経済上不適当な場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。
- b 開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）	100	200	300	400
----------	-----	-----	-----	-----

(フ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 高圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、水平配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。
- c 支柱、支線柱は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを

用いたします。

d 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(リ) 特殊地域の施設

a 塩害地域に施設する高圧架空電線路のがいし、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行います。

なお、塩害地域とは、海岸からおおむね2キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。

b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する高圧架空電線路には、その程度に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行います。

c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定するものといたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公 称 電 圧	6.6 キロボルト
種 類	架橋ポリエチレンケーブル (C V T)
導体の公称断面積 (平方ミリメートル)	38 60 100 150 200 250 325

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b 開閉器の容量は、次表の値といたします。

容量 (アンペア)	400
-----------	-----

(3) 特別高圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（キロボルト）	22	33	77
電圧降下（キロボルト）	2	3	7

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお、この場合、需要場所に至るまでの配電設備は、原則として、関西電力の発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路からの分岐を行いません。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 特別高圧架空電線路は、単独電線路の新設、他の架空電線路との併架または電線張替え等のうち、技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 他の架空電線路との併架により施設する場合の電線架線順位は、原則として電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔を使用いたします。ただし、33キロボルト以下の特別高圧架空電線路を道路上または道路沿いに施設する場合は、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。

(ハ) 標準径間

特別高圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

支持物種類	標準径間（メートル）
鉄 塔	150～300
そ の 他	30～200

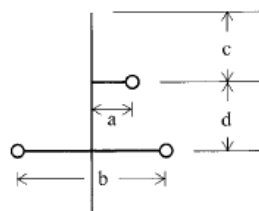
(ニ) 電線間隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は、降雪の多い地域または特殊箇所を除き、次表の値を標準といたします。

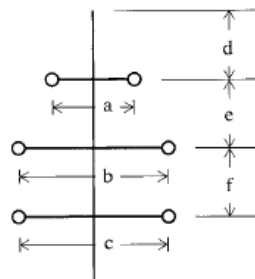
（単位：メートル）

	1 回線				2 回線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33 キロボルト	1.5	3.6	1.5	1.6	3.0	3.6	3.2	1.5	1.6	1.6
以下	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～

	1.6	4.4	2.1	2.2	3.2	4.4	3.6	2.1	2.2	2.2
77 キロボルト	2.1	5.4	1.9	2.6	4.2	5.4	4.6	1.9	2.6	2.3
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	2.7	7.2	3.3	3.2	5.4	7.2	6.0	3.3	3.2	2.8



1 回線



2 回線

(ホ) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは、原則として250ミリメートル標準懸垂がいしを使用いたします。
- b (ロ)ただし書により施設する電線路には、アークホーン付LPがいしまたはポリマー引留がいしを使用いたします。
- c 懸垂がいしの連結個数は、次表の値とし、その他のがいしを使用する場合はこれに準じます。

想定最大等価塩分付着密度 (ミリグラム/平方センチメートル)		0.125 以下	0.25 以下	0.5 以下	1.0 以下
海岸からの 距離 (キロメートル)	台風塩害に 対し	10 以上	3 以上 10 未満	3 未満	海水のしぶ きが直接か かる地区
	季節風塩害 に対し	3 以上	1 以上 3 未満	1 未満	
公称電圧 (キロボルト)	22	4 個	4 個	4 個	4 個
	33	4 個	4 個	4 個	4 個
	77	6 個	7 個	8 個	9 個

(注) 工場地帯等のとくに煙じん汚損のひどい場所に設置する場合は、上表の個数にさらに1～2個追加することがあります。

(ハ) 電線の種類および太さ

- a 特別高圧架空電線路の電線は、裸硬銅より線、アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を使用いたします。ただし、機械的強

度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することがあります。

b (ρ)ただし書により施設する電線路には、原則として硬銅線の水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

c 特別高圧架空電線路の電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度、横断物件、電波障害等を考慮して定め、次表から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の架空電線路との併架により施設する場合は、弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用することがあります。

裸硬銅より線 (HDCC)		アルミ覆銅心アルミ より線 (ACSR/AC)		アルミ覆銅心耐熱 アルミ合金より線 (TACSR/AC)		水密圧縮形屋外用架橋 ポリエチレン絶縁電線 (SB-OCW)	
公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)	公称断面積 (平方ミリメートル)	許容電流 (アンペア)
55	299	80	314	610	1,747	80	338
75	359	100	360	810	2,058		
100	434	120	415	1,160	2,649		
150	562	160	484				
200	675	240	634				
		330	751				
		410	871				
		610	1,085				

(ト) 架空地線の施設

a 77キロボルト以上の特別高圧架空電線路のうち、鉄塔を使用する線路には、すべて架空地線を施設いたします。

33キロボルト以下の特別高圧架空電線路については、雷雨発生のおそれの多い地域において架空地線を施設いたします。

b 架空地線の種類および太さは、機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合、腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き、その線路の設計条件にもとづいて次表により選定いたします。

地線種類	アルミ覆銅より線 (AC)		
公称断面積 (平方ミリメートル)	55	70	90

c 支持物の接地抵抗が高い場合には、埋設地線等を施設いたします。

(チ) 架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線路の架空電線の最低地上高は、原則として次表の値といたします。

(単位：メートル)

		33キロボルト 以下	77キロボルト
平地	中高層建築物があるか、または将来その建設が予想される地域	16(10)	17
	2階建建築物があるか、または将来その建設が予想される地域	13(10)	14
	その他の地域	9(6)	10
山地、山林で人が容易に立入れない地域		6(5)	7

(注) 1 その他の地域については、技術上、経済上適当と認められる地上高によります。

2 ()内は、口ただし書により施設する電線路の場合といたします。

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 特別高圧架空電線路のがいし装置 ((ロ)ただし書により施設する電線路を除きます。) には、アークホーン、アーマロッドを施設いたします。
- b (ロ)ただし書により施設する電線路の重要機器およびケーブルとの接続点には、原則として避雷器を施設いたします。
- c 分岐箇所には、必要に応じ開閉型端子または開閉器を施設いたします。

(ル) ブロッキングコイルの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は、原則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ 特別高圧地中電線路

(イ) 施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は、直接埋設式によることがあります。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公 称 電 圧	22キロボルト	33キロボルト	77キロボルト	
種 類	架橋ポリエチレン ケーブル(CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル(CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル(CVT)	架橋ポリエチレン ケーブル(CV)
線 心 数	3 心	3 心	3 心	単心
導 体 の 公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	100	400
	100	100	150	600
	150	150	200	800
	200	200	250	1,000
	250	250	325	1,200
	325	325	400	1,500
	400	400		1,800 2,000

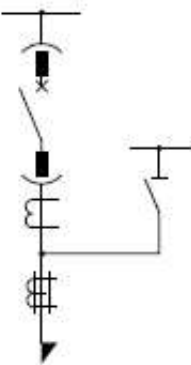
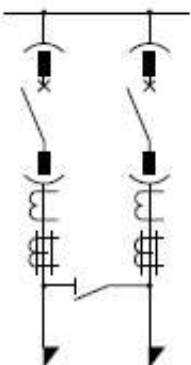
(4) 変電設備

イ 通 則

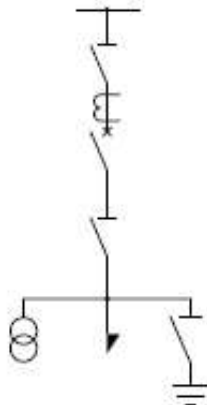
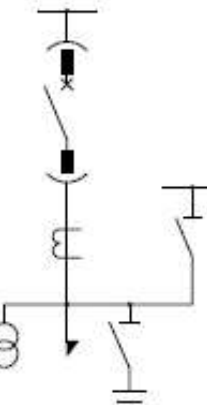
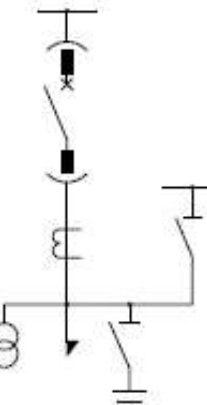
電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

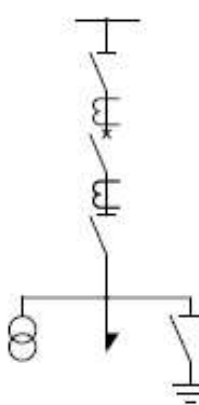
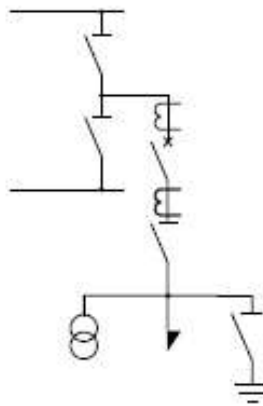
結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
6.6 キロボルト	補 助 母 線 付		プラグイン形 し ゃ 断 器	1台
			断 路 器	1台
			変 流 器	2台
			零 相 変 流 器	1台
			配 電 盤	1式
	切 替 断 路 器 付		プラグイン形 し ゃ 断 器	1台
			断 路 器	1台
			変 流 器	2台
			零 相 変 流 器	1台
			配 電 盤	1式

- (注) 1 切替断路器付に記載の台数は引出設備1回線分といたします。
2 接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に1台設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
22 キロボルト	単 母 線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	2 台
			変 流 器	3 台
			計器用変圧器	1 台
			配 電 盤	1 式
	補 助 母 線 付		プラグイン形 し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	1 台
			変 流 器	3 台
			計器用変圧器	1 台
			配 電 盤	1 式
33 キロボルト	補 助 母 線 付		プラグイン形 し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	1 台
			変 流 器	3 台
			計器用変圧器	1 台
			配 電 盤	1 式

- (注) 1 接地装置については、原則として線路側に1台設置いたします。
- 2 計器用変圧器は、検圧装置とすることがあります。
- 3 変流器については、用途、制御回路の構成によって台数が増減することがあります。
- 4 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置することがあります。
- 5 変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結 線 法	機 器 名	台 数
77 キロボルト	単 母 線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	2 台
			変 流 器	7 台
			計器用変圧器	1 台
			配 電 盤	1 式
	複 母 線		し ゃ 断 器	1 台
			断 路 器	3 台
			変 流 器	7 台
			計器用変圧器	1 台
			配 電 盤	1 式

- (注) 1 接地装置は、原則として線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しゃ断器の両端にも設置することがあります。
- 2 計器用変圧器は、コンデンサ形計器用変圧器とすることがあります。
- 3 変流器については、用途、制御回路の構成によって台数が増減することがあります。
- 4 しゃ断器がプラグイン形の場合は、単母線にあっては断路器2台を、複母線にあっては断路器1台を省略いたします。
- 5 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置することがあります。

凡 例

しゃ断器	プラグイン形 しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零 相 変流器	計器用 変圧器

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、関西電力で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、次表から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	真空型 ガス型
22	24	600	25	同 上
33	36	600	16	同 上
77	84	800 1,200 2,000	20 25 31.5	同 上

ニ 断 路 器

(イ) 断路器は、関西電力で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、次表から必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	三極単投
22	24	600	25	同 上
33	36	600	16	同 上
77	84	800 1,200 2,000	20 25 31.5	同 上

ホ 計器用変流器

(イ) 計器用変流器は、関西電力で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧

に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、関西電力で一般的に使用しているもののなかから回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取り付けます。

チ 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として電線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

(5) 電力保安通信設備

イ 施設基準

(イ) 給電指令等、電力系統の運用に必要となる給電情報伝送設備を施設いたします。

(ロ) 電力保安の確保に必要となる場合または給電指令上必要となる場合には、保安通信電話用設備を施設いたします。

(ハ) 電力系統の保護に必要となる場合には、系統保護情報伝送設備を施設いたします。

ロ 施設方法

既設設備と協調を図ることを基本とし、技術上、経済上最も適当な方法により施設いたします。